

2面 被害に遭う前に「電話de詐欺」対策を
3面 介護の出張相談窓口を開設
4・5面 所得税、市民税・県民税の申告
6~11面 情報ひろば
12面 お店グランプリ受賞店が決定



発行/船橋市 編集/市長公室広報課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
☎047-436-2111(代) FAX 047-436-2769

ホームページ www.city.funabashi.lg.jp/
携帯サイト www.city.funabashi.lg.jp/mobile/
フェイスブック www.facebook.com/funabashi.kouhouka

市のデータ
人口 639,662人(260人増) 世帯 290,806(87増)
男 318,244人 面積 85.62km²
女 321,418人 (令和2年1月1日現在)※増減は前月比



4/1 順次 安定した市民サービス維持に向けて
子育て支援 高齢者施策 医療 施設維持 などに使われます

公共施設の使用料が変わります

市では将来にわたって安定的な市民サービスを提供していくため、令和元年・2年度の2年間を行革の集中取組期間と定め、その取り組みを「広報ふなばし」で紹介してきました。このうち、行革の6つの柱の1つとして取り組んでいる「使用料等の見直し」について、今年4月1日以降の使用から公共施設の使用料を順次新しい料金へ改定しますので、その内容をお知らせします。 ☎財政課☎436-2152

公民館などの公共施設を運営するためには、光熱水費などさまざまな維持管理費用がかかりますが、こうした費用は施設を利用する人が支払う使用料と、市民の皆さんが納める市税等で賄っています。市では利用者の負担をできるだけ抑えるために、これまで多くの市税を投入することで、同じ使用料を長期間にわたり維持してきました。

少子高齢化など社会情勢により、子どもの貧困対策をはじめとする新たな福祉関係のニーズが高まっており、時代に合った市民サービスの提供が求められています。また、急激な人口増加に合わせて1970年代から整備した多くの公共施設で老朽化が進み、施設の維持に今後より多くの費用が必要となります。そこで今回、使用料を改定することで、これまで使用料等を抑えるために投入していた市税を、これらの増加する市民サービスの財源として活用していきます。

安定した市民サービス維持のために



船橋市長
松戸 徹

市では、2年間を行革の集中取組期間とし、事業の見直しや民間活力の活用、業務改善などに取り組む中で、昨年はシンポジウムや市民アンケートなどを実施し、船橋市の将来について皆さんと考えることができました。

今回、使用料の見直しにあたっては市議会や市民の皆様からさまざまなご意見をいた

だきました。皆様には新たな負担をおかけすることになりますが、使用料の改定により生み出された財源は、新たな時代に即した市民サービスを提供していくために使用していきます。市としてさらなる徹底した無駄の排除に加えて、総人件費の抑制に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

2面で改定の内容や対象施設をお知らせしています

■具体例

○中央公民館第2集会室(定員48人)の場合

現行料金	新料金
1200円	1390円

※3時間利用あたり



○運動公園のテニスコート(一般料金)の場合※段階的に見直す施設

現行料金	新料金			※コート1面、2時間 利用あたり
	2年7月~	3年4月~	4年4月~	
490円	660円	820円	990円	

■対象施設一覧

使用料が改定となる施設は以下のとおりです。施設により変更日や料金が異なります。見直しの内容や各施設の改定後料金の詳細は、利用する施設に直接問い合わせるか、市ホームページをご覧ください(右のコードから見られます)。



変更日	施設名	問合せ先
4/1	三山市民センター	三山市民センター ☎473-3100
	プラネタリウム館	プラネタリウム館 ☎422-7732
	視聴覚センター	視聴覚センター ☎422-7731
	一宮少年自然の家	一宮少年自然の家 ☎0475-42-5711
7/1	運動公園	生涯スポーツ課 ☎436-2910
	法典公園(グラスポ)	
	若松公園	
	北習志野隣公園	
	高根木戸隣公園	
	行田運動広場	
	高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)	
	学校ナイター	
青少年会館	青少年会館 ☎434-5891	
8/1	公民館(26館)	社会教育課 ☎436-2892
3年 4/1	市営霊園	環境保全課 ☎436-2402
	市営霊堂	商工振興課 ☎436-2477
	勤労市民センター	
	市民ギャラリー	文化課 ☎436-2894
	茶華道センター	生涯スポーツ課 ☎436-2910
	総合体育館(船橋アリーナ)	
	武道センター	
	市民文化ホール	市民文化ホール ☎434-5555
	市民文化創造館(きららホール)	市民文化創造館 ☎423-7261

■駐車場料金の設定

使用料の改定にあわせ、以下の施設に駐車場料金を設定しました。

変更日	施設名	問合せ先
3年 1/1	運動公園	公園緑地課 ☎436-2554
	法典公園(グラスポ)	

今後とも安定して公共施設を維持管理し、市民の生活に必要なサービスや地域活動の場を提供できるように、財源確保に向けた使用料の見直しを行いました。

改定金額は施設ごとに異なり、変更になる対象施設とスケジューリングは左表のとおりです。積算方法の変更点とあわせてお知らせします。

■平成30年に実施した、行財政改革の推進に関するアンケートで、市民サービスの水準と費用負担の関係について聞いたところ、約半数の人が公平性の観点から「サービスを受けている利用者が適切な費用を負担するよう見直しを行うべき」と回答しました。

4/1~
順次

公共施設等の使用料
積算方法や利用者の負担割合を見直し

問 財政課 ☎436-2152

■改定の内容

- ① 使用料の積算方法を変更
これまで算入していなかった施設の建設や増築にかかる費用(資本費)を新たに使用料の原価に算入します。
- ② 利用者の負担割合を見直し
他市と比較して低く設定していた施設の使用料と市税の負担割合を見直します。
- ③ 料金区分の見直し・新設
施設によって異なっていた、一般料金に対する小・中学生等の料金の割合を統一しました。また、集客を目的とするホール施設については、土日・休日料金を設けます。
- ④ 値上げ幅に応じて段階的に改定
急激な負担増とならないよう、見直し幅に上限を設け、改定幅の大きい施設については3年をかけて徐々に料金を変更していきます。

◆今号に掲載予定だった「行革」で変わる船橋の未来vol.8「公共工事の見直し」はあらためて掲載します。

その電話は突然かかってくる!

被害に遭う前に「電話de詐欺」対策を

問 市民安全推進課 ☎436-3110

昨年1~12月の間で、市内の「電話de詐欺」による被害件数は県内ワースト2位となり、依然として被害が多発しています。税の申告時期と重なるこれからの時期は、特に還付金等詐欺の被害が多くなるため、さらに注意が必要です。電話de詐欺は決して他人事ではありません。「次は自分がかまされるかもしれない」という強い危機感を持ち、必ず電話機に対策をしましょう。



▶24地区コミュニティ別に被害件数を調査

被害多発地区ワースト5	件数
①前原	19件
②宮本	16件
③海神	15件
④葛飾	15件
⑤法典	13件

(昨年1~12月)

詐欺グループは電車で移動することが多いといわれているため、鉄道の沿線など、交通の利便性が高い地域で特に被害が多発する傾向にあります。被害の多い地域を中心に、青色防犯パトロールカーによる見回りや啓発活動を行っています。



▶防犯情報を配信 「ふなばし情報メール」に登録を

船橋のさまざまな情報を配信している「ふなばし情報メール」では、不審者・犯罪情報などをお知らせする「くらしの安全・安心情報」を配信しています。ぜひご登録ください。

〈登録方法〉右のコードを読み取るか、登録用アドレス(Eメール funabashi-joho@sg-m.jp)に直接空メールを送信 〈問合せ〉コールセンター ☎0570-055-783

◆「ふなばし情報メール」ではそのほか、災害時の緊急情報や行方不明高齢者・子育て支援・観光等の情報が受け取れます。



申請は 2/21(金)まで 警告・録音機能付き電話機等の購入費補助はまもなく終了です

「電話de詐欺」の一番の対策は犯人と会話をしないことです。留守番電話の設定、警告・録音機能等を犯人は嫌がり、すぐに電話を切ることが多いといわれています。市では対象の機器を購入した65歳以上の人に、購入費等の一部を補助しています。〈申込み〉2月21日(金)までに市民安全推進課 ☎436-3110へ ※申込方法等詳しくは同課へお問い合わせください

▶電話機による対策が効果的!

市の補助制度を利用して「警告・録音機能付き電話機等」を購入した1095人を対象にアンケート調査を実施したところ、「迷惑電話がかかってこなくなった」「迷惑防止の設定をしているため、安心していられる」など、効果を実感しているとの声が多くありました。



経済センサス - 基礎調査にご協力を

総務省統計局が実施する調査で、3月までに調査員が全事業所の活動状態を確認し、新たに把握した事業所などには調査票を配布します。 問 総務課 ☎436-2063